

持込機械等 移動式クレーン
車両系建設機械 等 使用届

事業所の名称 _____ 一次会社名 _____
 所長名 _____ 殿 持込会社名 _____
 (2次)
 代表者名 _____ (印)
 電話 _____

このたび、下記機械等を右の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名				代表者名			
				(印)			
	名称	メーカー	規格・性能	製造年	管理番号 (整理番号)		
機 械				年			
持込年月日	年 月 日	使用場所	資格の種類			自社・リースの区分	
搬出予定年月日	年 月 日					自社・リース	
運 転 者 (取扱者)	氏 名		資格の種類				
	(正)						
	(副)						
自 有 主 効 検 期 査 限	定期	年次	年 月 日	移動式クレーン等の性能 検査有効期限	年 月 日	自 動 車 検 査 証 有 効 期 限	年 月 日
		月次	年 月 日				
	特定		年 月 日				
任意保険	加入額	対人	千円	搭乗者	千円	有効期限	
		対物	千円	その他	千円	年 月 日	
機械等の特性・その他 その使用上注意すべき事項							

持込時の点検表

所有会社名				代表者名					
				印					
移動式クレーン等				車両系建設機械等					
点検事項		点検	結果	点検事項		点検	結果		
		(a)	(b)			(a)	(b)		
A ク レー ン 部 「 上 部 旋 回 体 」	安全装置	巻過防止装置		D 安 全 装 置	各種 ロッ ク	旋回			
		過負荷防止装置				バケット			
	フックのはずれ止め		ブーム・アーム						
	制御装置・作業装置その他	起伏制御装置			E 作 業 装 置	警報装置			
		旋回警報装置				アウトリガ			
		主巻・補巻				ヘッドガード			
		起伏・旋回				照明			
		クラッチ				操作装置			
		ブレーキ・ロック				バケット・ブレード			
		ジブ				ブーム・アーム			
		滑車				ジブ			
		フック・バケット				リーダ			
		ワイヤロープ・チェーン				ハンマ・オーガ・パイロ			
		玉掛用具				油圧駆動装置			
操作装置			ワイロープ・チェーン						
性能表示		つり用具等							
B 車 両 部 「 下 部 走 行 体 」	走行部	ブレーキ		F 走 行 部	滑車				
		クラッチ			ブレーキ				
		ハンドル			駐車ブレーキ				
		タイヤ			ブレーキロック				
	安全装置等	クローラ		G 電 気 装 置	クラッチ				
		警報装置			操縦装置				
		各種ミラー			タイヤ・鉄輪				
		方向指示器			クローラ				
		前後照灯			配電盤				
		左折プロテクター			配線				
		アウトリガ			絶縁				
		昇降装置			アース				
		ベッセル			H そ の 他				
		後方監視装置							
突りょう									
作業床									
C ゴ ン ド ラ	昇降装置								
	電気装置								
	ワイヤ・ライフライン								
a	点検日	年月日	点検者	印	b	点検日	年月日	点検者	印

- 機 械 名
- 1 クレーン
 - 2 移動式クレーン
 - 3 デリック
 - 4 エレベーター
 - 5 建設用リフト
 - 6 高所作業車
 - 7 ゴンドラ
 - 8 ブル・ドーザー
 - 9 モーター・グレーダー
 - 10 トラクターショベル
 - 11 ざり積機
 - 12 スクレーパー
 - 13 スクレーブ・ドーザー
 - 14 パワーショベル
 - 15 ドラグ・ショベル
 - (油圧ショベル)
 - 16 ドラグライン
 - 17 クラムシェル
 - 18 バケット掘削機
 - 19 トレンチャー
 - 20 コンクリート圧砕機
 - 21 くい打機
 - 22 くい抜機
 - 23 アース・ドリル
 - 24 リバース・サーキュレ
ション・ドリル
 - 25 せん孔機
 - 26 アース・オーガー
 - 27 ペーパー・ドレン・マシン
 - 28 地下連続壁施工機械
 - 29 ローラー
 - 30 クローラドリル
 - 31 ドリルジャンボ
 - 32 ロードヘッダー
 - 33 アスファルトフィニッシャー
 - 34 スタビライザ
 - 35 ロードプレーナ
 - 36 ロードカッター
 - 37 コンクリート吹付機
 - 38 ボーリングマシン
 - 39 重ダンプトラック
 - 40 ダンプトラック
 - 41 トラックミキサー
 - 42 散水車
 - 43 不整地運搬車
 - 44 コンクリートポンプ車
 - 45 その他

- (注)
1. 持込機械等の届出は、当該機械を持込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へV印を記入すること。
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。
 4. 機械名 1 から 6 まではAB欄を、7 はC欄を、8 から 38 まではD、E、F、G欄を39 から 43 まではB欄を、44はB、D、E欄を使用して点検すること。
 5. 点検結果の a は、機械所有会社の確認欄とし、b は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、b の欄を利用すること。